



定住自立圏の形成に関する変更協定書

都 城 市
志 布 志 市



定住自立圏の形成に関する変更協定書

都城市（以下「甲」という。）と志布志市（以下「乙」という。）とは、平成21年10月6日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

第3条第1号に次のように加える。

工 防災及び消防

(ア) 広域防災体制の整備と強化

a 取組の内容

圏域の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における広域防災体制の整備と強化を図る。

b 甲の役割

大規模災害発生時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など、圏域内の相互応援体制を整備する。

c 乙の役割

甲と連携し、大規模災害発生時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など、圏域内の相互応援体制を整備する。

第3条第2号ウを次のように改める。

ウ 定住及び移住の促進

(ア) 雇用創出等による定住促進

a 取組の内容

都城志布志道路を活用した産業の振興等による定住ニーズに対応する居住エリアの創出を図る。

b 甲の役割

都城志布志道路を活用した通勤圏の形成が可能な工業団地等の整備及び乙と連携した雇用創出活動等により、圏域への定住を誘導する。

c 乙の役割

甲と連携した雇用創出活動等を推進するとともに、乙の区域の自然や住みやすさを活かし、定住人口の増加に対応した居住エリアの整備を図る。

(イ) 情報発信等による移住促進

a 取組の内容

圏域内における移住を促進するため、圏域全体で新たな魅力の向上を図り、受入れ体制の充実を図るとともに、圏域外にその魅力や情報を発信する。

b 甲の役割

甲の地域の魅力の向上と受入れ体制の充実を図るとともに、圏域外に向け情報を発信する。

c 乙の役割

甲と連携して、乙の地域の魅力の向上と受入れ体制の充実を図るとともに、圏域外に向け情報を発信する。

第3条第2号に次のように加える。

工 地域公共交通

(ア) 地域公共交通の維持・活性化

a 取組の内容

広域的な地域公共交通の課題について検討し、圏域をつなぐバスや鉄道路線など、住民の日常生活や経済活動に必要な公共交通の利便性の向上と運行の維持及び確保を図る。

b 甲の役割

広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域をつなぐ公共交通の利便性の向上と運行の維持及び確保を図る。

c 乙の役割

甲と連携して、広域的な地域公共交通の課題等について検討するとともに、圏域を

つなぐ公共交通サービスの維持及び確保を図る。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年 1月15日

甲 宮崎県都城市姫城町6街区21号
都城市
代表者 市長 他田 宜, 

乙 鹿児島県志布志市有明町野井倉1756番地
志布志市
代表者 市長 本間 仁久 